

## 令和3年度古賀市まちづくり基本条例検証委員会会議録

【日 時】 令和3年12月16日（木）19時～20時30分

【場 所】 古賀市役所中会議室

【出席者】

委員 水田洋司委員、結城俊子委員、石井嘉一郎委員、今村恵美子委員、高村範亮委員  
事務局 北村まちづくり推進課長、智原業務主査

【欠席者】 田北雅裕委員

【傍聴者】 なし

【配付資料】

- 資料1 第5次古賀市基本構想
- 資料2 校区コミュニティに関する取組について
- 資料3 古賀市コミュニティ活動の指針（案）
- 資料4 古賀市まちづくり基本条例
- 資料5 基本構想策定における市民参画について
- 資料6 校区コミュニティ組織づくりの基本方針

【会議内容（概要）】

### 1. 開会あいさつ

（水田委員長が開会あいさつ）

### 2. 報告事項

#### （1）第5次古賀市基本構想について

（水田委員長）第5次古賀市基本構想について、事務局から資料の説明をお願いします。

（事務局が資料1及び5について説明）

（水田委員長）ではただ今の説明内容について、ご意見やご質問があれば発言願う。

基本構想の文章に関して、すべて主語がないことに違和感がある。「推進する」とか「支援する」、「取り組む」といった文章があるが、誰が主体なのか。行政がするのか、市民がするのか、といった疑問がわくのだが。

（事務局）行政の計画なので、基本的には行政が主体的に実施するという立場でまとめている。ただ、「みんなでつながる地域づくりの推進」という施策については特に市民等と共働で進めていくものなので、主語がいろいろな意味で捉えられる側面もあると思う。

（今村委員）資料5に記載されている市民アンケート調査とタウンミーティングについて、詳細を知りたい。

(水田委員長) タウンミーティングで取り扱ったテーマは、どの会場でも同一だったのか。

(事務局) 市民アンケート調査の結果を説明したうえで、市民の方々が今まちづくりに関してどのような意見を持っているのか、市長と対話形式で自由に発言してもらおうというかたちで全ての会場で実施した。

市民アンケートの詳細は今手元にないので、後日お知らせする。

## (2) 校区コミュニティに関する取組について

(事務局が資料2、3、及び6について説明)

(水田委員長) ひとつ質問がある。例えば舞の里には5つの自治会ごとに自治会長がいるが、この資料ではこの自治会長のことを行政区長と呼んでいるのか。

(事務局) その通り。市では、自治会長に対して行政区長という職を与えて、地域との連絡調整その他の委嘱事務をお願いしているという状況である。

(水田委員長) そうであれば、校区ごとに代表の区長がいるというわけではないのか。

(事務局) 校区ごとに代表の行政区長を決めていただくが、あくまでそれは行政区長制度の中で、行政と地域との連絡調整業務における取りまとめ役ということで決めていただいている。自治会の代表者ということではない。

(水田会長) 校区の中で区長の代表が決まっているのであれば、そのうえでさらに校区コミュニティという組織を置くのはよく分からない。

(事務局) 例えば舞の里校区は、校区代表区長と校区コミュニティの会長は同一人物であり、組織のかたちも自治会を基本としている。一方古賀西校区では、校区代表区長と校区コミュニティ会長とは別人であり、校区コミュニティの役員も自治会役員ではない人が担っている。このように校区ごとに状況が異なる。

(石井委員) 行政区長中心の制度を、校区コミュニティ中心に持っていくという方針があるのか。

(事務局) 当初はそのような方針があったが、現在は自治会及び行政区長制度を中心とする方針である。自治会と校区コミュニティはそれぞれの役割があり、どちらも活動を続けていただきたいというのが市の考え方である。

(高村委員) 私は鹿部区に住んでいるが、鹿部区は花鶴校区と古賀西校区の二つの校区にまたがっている。そのような自治会の会長は、二つの校区の役員にならなければならなかったり、あるいは自分が住んでいる校区とは違う校区の会長にならなければならないといった、いびつなことにもなりかねない。

(今村委員) 自治基本条例策定委員会で地域の話をした時、青柳校区の話聞いたが、校区コ

コミュニティという組織がなくても実態としてはさまざまな活動を校区の中で取り組まれていることを知り、非常に感心した。

(水田委員長) 青柳校区は、どのような組織が校区コミュニティの代わりにやっているのか。

(事務局) 自治会同士もともとつながりが強いということがあり、取組ごとに有志のグループなどができて取り組んでいる。

(今村委員) 私は花鶴校区に住んでいるが、花鶴校区コミュニティが解散したとき、私は隣組長をやっていた。花鶴校区の場合、自治会の役員をやっている人は校区コミュニティの役員もやらなければならない。その点で非常に負担であるということの不満はいろいろと聞いた。花鶴校区が解散したとき、校区コミュニティが解散できるということに驚いたが、今日の説明を聞くと他の校区コミュニティは存続しているということが分かった。

(水田委員長) 青柳校区は校区コミュニティがないということだが、既にできあがっているということではないか。

(事務局) 市が提唱した校区コミュニティという枠組みではない、独自の枠組みがあるということである。

(高村委員) めざしていることは同じだと思うし、小学校区単位でまとまるというのは、子どもを中心とした取組ができるという意味でいいことだと思うのだが。

(事務局) 校区コミュニティ組織づくりの基本方針では、いわゆる地域の窓口を自治会単位で取り扱っていたものを、小学校区単位に置き換えていこうという考え方が示されていた。しかし平成21年度から22年度にかけて、自治会の負担軽減を図る目的で文書配布業務を事業者へ委託し、行政隣組長を廃止し、あわせて校区単位の新たな交付金等を創設するという方針を行政区長に対して打ち出したものの、これが受け入れられず、小学校区単位に置き換えていく方向性はここで断念したという経緯がある。

この時点で市としては行政区長制度と校区コミュニティ、どちらも推進していくという考え方で、平成26年度から自治基本条例策手に向けた取組が始まった。

(水田委員長) 新たな指針となる古賀市コミュニティ活動の指針(案)では、コミュニティ活動を活性化するための取組が挙げられている。

(事務局) まずは、自治会単位から校区コミュニティ単位に置き換えていくという方向性についてはっきりと否定し、自治会と校区コミュニティは併存するという考え方を明確にするために、校区コミュニティ組織づくりの基本方針を廃止する。そのうえで、コミュニティ活動全体をとらえ、市としての支援についてまとめている。

(高村委員) 資料2を見ると、校区コミュニティに関する取組の最初は古賀市生涯学習基本計画からとある。これが市全体の取組に広がったのはどういった経緯なのか。

(結城委員) 校区コミュニティを立ち上げた経緯としては、当時私はコミュニティリーダー塾に参加していたのだが、そこではいわゆる「テーマ型」の活動、こういったことをやってみたい、という共通のテーマを持つ人たちが集まって計画作りから実践までを行うものだった。だからそこで扱われたテーマはさまざまなのだが、小野校区ではその時から宗像市等の先進地を参考に校区コミュニティの組織づくりについても研究し、規約などを整備していったと記憶している。

校区コミュニティに関わって20年近くなるが、その間ずっと私たちの中でくすぶっていたのは、市は校区コミュニティに何をしてほしいのか、ということである。もっと校区コミュニティという存在の意義について示唆してくれないのかとか、自由にやっていたらいいのだろうかとか、そういった思いが私たちの活動の中にはずっとあった。

(水田委員長) 校区コミュニティの中には、何をしたらいいかわからない、というところはないのか。

(今村委員) 花鶴校区はまさにそうだったから、解散したのではないか。

(事務局) 本来、コミュニティというのは共通の目的に対する主体的な取組であるから、そういった目的が見出せず、組織ありきといった状態になると、活動を継続していくことが難しいということになると思う。

(水田委員長) 新たな指針の中で、コミュニティ活動を活性化するための取組を進めるということは分かったが、校区コミュニティのない校区に対してはどのように支援を行うのか。

(事務局) 自治会や校区コミュニティに対しては交付金というカタチで財政的な支援を行っているが、それ以外にもさまざまな枠組みによる活動があると思う。こういったコミュニティ活動の類型や組織の在りように関わらず、幅広く支援していくための具体的な手法について検討している段階である。

(高村委員) 話を聞いていて感じたのだが、青柳校区は美明等と比べて人口が少ないが、人となりのつながりがあるので、校区単位での活動が向いているかもしれない。どれくらいの規模感が最適かという問題はあある。

美明では、隣組でハロウィンのイベントをやったり、自治会で運動会をやったりということはあるので、校区コミュニティがないからと言ってつながりがないかということ、そうでもない。ただ、自分と同じくらいの世代は共働き世帯が多いので、地域活動にまで熱心には取り組めないという人が多いのかなという印象はある。

(石井委員) 自分たちの活動の事例になるが、私たちは自主防犯団体を立ち上げて17年になるが、これまで一度も自治会や校区コミュニティから活動費を支援してもらったことがない。

(水田委員長) それこそ、校区コミュニティに所属して、校区コミュニティの取組として活動したらいいと思う。いま議論したいのは、校区コミュニティが無かったり、解散したりした校区の活動をどのように支援していくかということである。やはり市の施策として進めていくので

あれば全校区に校区コミュニティがあるのが一番いいのだが、個々の事情を勘案するということになる、やはりそれらを汲み上げていく手立てを考えないと、市全体としてアンバランスな支援のあり方になってしまうと思う。

(今村委員) 今回説明された古賀市コミュニティ活動の指針(案)は、いつ正式に内容が決定するのか。

(事務局) この(案)については、現時点では各校区コミュニティに対し市長から説明を行ったところまでである。そこでまたいろいろな意見をいただいたので、それらを踏まえたうえで再度検討し、今年度中には決定したいと思っている。

具体的にどういった支援を行うのかということについては、予算が成立したうえで来年度正式にご説明させていただきたい。

(高村委員) 確認だが、指針(案)については、「3. コミュニティ活動に対する基本的考え方」の部分がまちづくり基本条例から引用されているということによいか。

(事務局) その通りである。この指針(案)は、基本的にまちづくり基本条例に記載されている内容に基づいたものである。

(水田委員長) ぜひ、具体的なよい支援策が出てくることを期待している。

### 3. その他

(石井委員) 今、地域では西鉄宮地嶽線の跡地活用方策についてワークショップを行って議論しているが、その中で出てくる道路の名称が初めて聞くものばかりで、どの道路のことを言っているのかぴんと来ない。これは提案だが、市民から公募するなどして道路に親しみやすい愛称を付ければ、どの道路のことを言っているのかすぐに分かるようになるし、市民の愛着も沸いてまちづくりに関わるきっかけにもなるのではないか。

(事務局) ご意見として承る。

(水田委員長) 他にどなたかご意見のある方は、なければ事務局から。

(事務局) 本日の会議で今年度の委員会は最後になる。また、現委員の任期が12月31日までとなり、新しい委員は令和4年4月1日からの委嘱期間となることをお知らせしておく。委員6人のうち3人は公募により選出することとしている。

(水田委員長) 事務局から説明があった通り、我々の任期は12月31日までとなる。皆さん、長い期間委員を引き受けてくださり、ありがとうございました。ではこれで本日の会議を終了する。皆さんお疲れ様でした。